

第 4 回

岩国地域 8 市町村合併協議会会議録(写)

(平成 16 年 12 月 27 日)

岩国地域 8 市町村合併協議会事務局

第4回 岩国地域8市町村合併協議会会議録

日 時 平成16年12月27日(月曜日) 午後1時30分～午後3時44分

場 所 由宇町文化スポーツセンター(由宇町)

次 第

- 1 開会 . . . 3
- 2 会長挨拶
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議事
 - (1) 協議事項
 - 協議第6号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目6) . . . 4
 - 協議第8号の1 地方税の取扱いについて(協定項目8) . . . 7
 - 協議第37号 国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目18) . . . 9
 - 協議第38号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目19) . . . 15
 - 協議第39号 使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目21) . . . 16
 - 協議第40号 補助金、交付金等の取扱いについて(協定項目22)
 - 協議第41号 水道関係事業の取扱いについて(協定項目23-10) . . . 20
 - 協議第42号 新市建設計画について(協定項目24) . . . 24
- 5 第5回会議開催日時及び協議事項について . . . 34
- 6 その他
- 7 閉会

出席者(会長、副会長含む58名)

会 長 井原勝介

副会長 榎本利光 田中英雄

委 員 (1号委員)

植野正則 藤本雄三 武居龍志 寺本隆宏 宗正久明

(2号委員)

桑原敏幸 松村和一 伊藤泰雄 川崎昇 吉田輝雄

松本久次 藤井禎 高田和博 中塚一広 清柳聰

對藤賢次 池田良幸 吉山國臣 内山正則 堀江吉政

平岡政治

(3号委員)

瀨田俊彦	二宮信子	笹川徳光	芦岡謙一	平田整
佐野松乃	友田洋	藤崎秀生	小野哲明	高木正則
藤弘繁生	田村順子	諫早文作	虎谷房子	山田太三
藤田房子	西本明	清弘雄正	林忠克	荻原節子
野村泰	中西更生	堀江泰	中村美鈴	藤村利夫
河村功	竹中洋揚	三家本八重子	相川正雄	林一夫
小川芙美荏	市村昭雄	岡田実	宮田博喜	

傍聴 74人

[午後1時30分開会]

白木事務局長 皆さん、こんにちは。委員の皆さん方にはお寒い中、また暮れも押し迫りまして大変お忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第4回岩国地域8市町村合併協議会を開催させていただきます。

協議会の会議に先立ちまして、井原会長が一言ごあいさつを申し上げます。

井原勝介会長 皆さん、こんにちは。今申し上げましたように、本当に暮れの押し迫った、通常であればもう今ごろはほぼ仕事も終えて年末気分に関所もなりがちな時期であります。御用納めの前日にこんなに大勢の皆様方に協議会に出席をしていただきまして、大変ありがとうございます。また、傍聴にも大勢の方に来ていただきまして、まことにありがとうございます。第4回の8市町村の協議会ということで、ことし最後の協議会を開催させていただきます。由宇町さんには会場をお世話いただきましてありがとうございます。大変明るくていい会場だなというふうに思います。

前回協議を再開いたしまして、大変多くの議題についても御承認をいただいております。実はきょうは新市建設計画も含めましてすべての議題が提案をされるということになっております。また、たくさんの議題が出ておりますが、円滑な審議にぜひ御協力をいただきたいというふうに思います。

幾つかの議題については継続の議題になっておりますし、それから、新市建設計画については初めて財政シミュレーションとともに提案をさせていただきたいというふうに思います。そして、今回と1月12日、そして21日ぐらいだったでしょうか、あと2回予定をされておまして、大体そのあたりでおおむねの御了解をいただいた上で、1月の下旬から2月の初めにかけて各地域に、中旬から始まる場所もあるかもしれませんが、各地域におきまして住民説明会を開催していただきまして、2月の上旬には協定書に調印をして、各議会の承認をいただければ県の方にも申請をして、県議会の承認も年度内にいただきたいというふうな予定で考えております。

もちろん前回御承認いただきましたように、1年後の18年3月20日に合併をするという予定で進めていきたいというふうな考えておりますので、御協力のほどよろしく申し上げます。最初のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

白木事務局長 ありがとうございます。本日の会議には欠席者はございませんで、委員全員の方々が出席をしていただいております。これも合併に対する強い誠意と熱意のたまものというふうな心から感謝を申し上げます。

それから、本日の会議でございますが、協議会規約第10条第1項に規定いたしております定足数を満たしておりますので、本会議が成立しておりますことをあわせて報告させていただきます。

続きまして、資料の確認でございますが、先般送付させていただいております第4回会議資料、A4版です。それから、別添参考資料、A3。それから、第4回協議会の提案内容説明資料、A3の1枚ものです。それから、新市建設計画の本編の案、新市建設計画の参考資料の案、新市財政計画の参考資料、A3です。それから、財政計画の見直しについて、2枚ものです。よろしいでしょうか。このうち新市建設計画本編の一番最後のページを1ページと、財政計画の参考資料、財政計画の見直しにつきましては、それぞれ全体の差しかえをさせていただいております。手元にお届けになっているとは思いますが、よろしく願いいたします。後ほど説明のときに触れさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それから、資料じゃないですが、きょう机の上にお茶をお配りいたしておりますが、これは当由宇町でごく最近つくられました特産品の芋の葉っぱからできているお茶だそうでございます。ただまだぬくめてもいいペットボトルに入ってないもんで若干冷とうはございますが、その分、ストーブでぬくめていただいた地域の皆さんの温かい気持ちがこもっておりますので。御愛飲いただきますと同時にまたPRもしていただければ大変幸せだなというふうに由宇町の商工会さんからも御依頼がありましたので、よろしくお願い致します。

それでは、ここからが本番でございます。協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして会議の議長は会長が務めることになっておりますので、進行の方は井原会長にお願いをいたします。よろしくお願い致します。

井原勝介会長 それでは、会議次第に基づいて会議を進めさせていただきます。

まず、会議録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。周東町の吉田輝雄委員、玖珂町の藤弘繁生委員にお願いいたします。よろしくお願い致します。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

協議第6号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目6）

井原勝介会長 まず、協議第6号の2、議会議員の定数及び任期の取扱いについてですが、前回の協議会で在任特例の適用が確認をされております。これを受けて、今回は在任特例の在任の期間について協議をお願いをしたいというふうに思います。

提案がされてますので、事務局からまず説明をさせます。

武安事務局次長 それでは、説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

ただいまありましたように、前回協議会におきまして在任特例の適用、それから、この提案文では2番と3番でございますが、議会議員の定数の34人と、それから三番目の議会議員の報酬

額については、在任期間中について「合併前の8市町村の報酬額とする」ということが確認がされており、これを受けまして、残っております具体的な在任期間につきまして、1に掲げておりますとおり「平成18年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する」ということを提案しております。

2ページ目の方をお開きいただきたいと思います、ここに在任期間の設定の考え方といいますが、理由を載せておりますのでごらんいただきたいと思います。

まず、一点目といたしまして、7市町村の協議におきましても小委員会の方で1年11カ月という検討結果の報告もなされておりますけれども、合併期日が延長される1年の間に懸案事項を精力的に協議することによって、短期間の在任でも所期の目的が果たされるものと考えられるということ。

それから、二点目としまして、新市建設計画に掲げる事業が反映される新市の最初の本予算を6月定例会で審議できると。それからあわせて合併前の市町村の決算につきましても、これ、打ち切り決算となるということがございます。合併前の市町村の決算認定についても9月定例会で審議することができるという、こういった期間を設けることができるということが理由でございます。

以上のような理由から、提案いたしております18年10月31日までの期間を掲げておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。これにつきまして協議をしていただきたいと思います、御意見を言っていただきたいと思います。中塚委員。

中塚一広委員（岩国市） 岩国の特別委員会では、議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、大方の意見として提案どおりということで意見集約をしております。

以上です。

井原勝介会長 ありがとうございます。

吉山委員。

吉山國臣委員（周東町） 周東町議会の吉山でございます。在任期間につきましては、第3回のときにも申し上げましたけれども、在任特例を主張した意義の上から考えれば、やはり新市移行後の一会計年度、つまり18年度の予算を見届けるためにも最低1年ぐらいの在任期間は必要ではないかという意見がまだ議会にはございます。しかしながら、もう期間も迫っておりますので、本日、結果が集約されるとは思います。そういったことから、全体の意見集約の結果を周東町としては尊重するというところでございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。内山さん、どうぞ。

内山正則委員（錦町） 錦町でございます。錦町は今月の14日に特別委員会を開会しております。その席でこの議員の定数及び任期につきましては、今までの経緯を踏まえながら協議をし、採決をしました結果、賛成多数で原案のとおり承認をいただきました。

井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、清柳さん。

清柳聡委員（由宇町） 由宇町の清柳です。由宇町におきましても去る22日に特別委員会を行いまして、この在任期間の問題について討議をしました。一部やはり1年間在任を持つことが必要であるという意見もありましたが、岩国市議会のいろいろ御意向等も踏まえて、その在任を延ばすことが合併そのものに問題を起こすようでは困るということから、この平成18年10月31日の期日につきましては大方の了承をいただいたということであります。

以上であります。

井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

竹中洋揚委員（美川町） 美川の竹中ですが、民間の代表としてどうでも一口言わせてもろちょやかにゃいけんと思うんですが、定数を討議しておる時期においては、我が郷土もぜひ忘れてもらいたくなく議員さんをお願いせんにゃいけんと思うておりましたが、在任に決まって以来ずっとやりとりの中から、119人の議員さんにもう期待するものは何もないと。7カ月じゃなく、5カ月でも3カ月でも1日でも短い方がええんじゃないかちゅうのが心情ですが、そうも言っておれず、対等合併をなし遂げんにゃいけんので、あきらめにも似た妥協の7カ月であるというのが現在のところであります。

以上です。

井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、對藤さん。

對藤賢次委員（玖珂町） 玖珂町です。玖珂町は、在任期間は従来通しております13カ月ということで委員会では決定しております。それでないと在任を求めた意味がないということでございまして、条例等、あるいは先送り等、そういうふうなものがたくさんあるわけだけど、それを1年間でやればいいのかということですけど、それが完全に条例化するの7カ月しかないわけだからほとんどはそれ以降に決まってくるだろうと。そういうふうな関係で、それが完全に予算化して表面に出てくるのはやはり1年後の3月の本予算であろうと。そういうことで、13カ月が妥当であろうということで意見が統一しております。ただ、全員の方の意見は尊重しようということでございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、平岡さん。

平岡政治委員（美和町） 美和町ですが、美和町も意見としては17年の後半に合併をという大半の議員の意見でございましたが、8町村の合併を考える総合的な立場からすれば、この18年の10月31日までの在任期間もやむを得ないだろうということで、美和町議会としては少しでも早い合併をというのが議会の方向でありましたけども、この8市町村の枠の中で考えるときには当然この意見を尊重しなきゃならないということで、大方の意見は一致しておりますので、議会としてもこの方向はやむを得ずという考えでございます。

以上です。

井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。本郷は何か、どうぞ。

池田良幸委員（本郷村） 本郷村でございます。さきに協議いたしました結果、結論から申し上げて全員一致ではございませんけれども原案のとおり、提案どおり承認することを決めております。市町村長さんは即失職でございますので、新しい市長の選挙期間中、職務執行者によって各種の条例が専決処分されるわけでございます。先進事例では200数十本とも言われております条例でございます。これらについては、在任をする我々においてしっかりその案件を見届ける必要があるということで進めさせていただけるということで、一応納得するということでございますのでよろしく申し上げます。

井原勝介会長 ありがとうございます。各議会、町村から出たような気がしますが、民間の方からも何かございますでしょうか。竹中さんは言われましたが、よろしいでしょうか。

特に意見もないようでございますが、一部、周東町さんと玖珂町さんからは1年という、玖珂町さんは13カ月という御意見が出ておりますが、大勢としては7カ月、提案どおりということが大勢であったような感じではありますが、そういう方向で決めさせていただいてよろしいでしょうか。玖珂町さん、周東町さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。一応、条件もついていたようでありますので。

それでは、大方の意見が7カ月ということでありますので、在任の期間については7カ月ということで決めさせていただいて御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

井原勝介会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。

協議第8号の1 地方税の取扱いについて（協定項目8）

井原勝介会長 続きまして、協議第8号の1地方税の取扱いについて、審議をお願いしたいというふうに思います。

前回は御提案をしておりましたが、若干、岩国市の方からも御意見、異論がございまして、持ち帰って協議をしてきたいということがございましたので、継続審議ということになっております。継続して御意見を言っていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。はい、岩国、中塚さん。

中塚一広委員（岩国市） 岩国です。前回持ち帰らせていただきましたので、先にちょっと御報告いたしたいと思います。

地方税の取扱いについてのうち固定資産税につきましては、前回の協議会におきましても御報告をいたしました。大方の意見として5年間の不均一課税の期間についてはできるだけ短縮すべきであるという意見集約を前回しております。しかしながら、法定協議会での協議におきまして大方の意見が提案どおりということになれば、特別委員会としてはその意見を尊重して提案どおりとするということもあわせて確認をしておりますので御報告いたします。

井原勝介会長 ありがとうございます。これについては、他の町村はそれほど意見の違いがなかったような感じがいたしますが、何も出ないというのもあれでしょうから、どこか代表してでも。吉山さん。

吉山國臣委員（周東町） この件につきまして周東町でもいろいろあったわけですが、反対意見 税率について、1.6に引き上げるのはどうも反対であるという意見もほんの一部でございますが、ありました。それから、都市計画税の導入についていろいろ議論もあったわけですが、これは今のところないんだろと思っております。そうしたことで、条文どおりに合併年度及びこれに続く5年度間は不均一課税を適用する、原案どおりで進めていただきたいというのが議会の意向でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。はい、どうぞ。清柳さん。

清柳聰委員（由宇町） 由宇町ですが、この地方税の取扱いにつきましても、この提案どおりでいいということで了承をいただいております。固定資産税の3の(1)につきまして、5年間は不均一課税を適用するというのでいいのではないかとということで了承いただいております。

以上であります。

井原勝介会長 ありがとうございます。岩国から一部出てるような短縮という御議論はほかにあれば言っていただきたいと思いますが。

ほかに発言がないようであれば、大方は原案どおりというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

ということであれば、岩国の議会もそういう方向でやむを得ないということによろしいでしょうか。はい、どうぞ。小野さん。

小野哲明委員（玖珂町） ちょっと私ども玖珂町は後入りましたので、言葉の使い方でちょっと理解ができないところがございます、今の固定資産税の（１）の中のところです。「新市において調整する」という言葉を使ってあるんですが、これはどういうふうに判断をしたらいいんでしょうか。

井原勝介会長 文字どおり言葉のとおりであります、新市において協議検討をして、新しい一つの市ですから、いつまでも不均一税制をすることはできませんので、５年間不均一にして、その間にきちんと調整をして、５年後からは、６年後ですか、それからは統一した税制にするということです。

小野哲明委員（玖珂町） ということは、市街地の１．６も、例えば私んところは１．４なんですが、調整をするということはいずれ１．６なり、そのパーセンテージが何ぼになるかわかりませんが、その基準で統一をする方向で行くという意味ですか。

井原勝介会長 方向性についてはさまざまな議論があって、何ていうんでしょうか、こちらにしてほしい、あちらにしてほしいっていうさまざまな議論があったんですけども、それについて今、結論を出すことができないということで、方向性は明示せずに、協議をして決めるということしか書いてないということです。中立的に書いてあるということです。本来は余り望ましいことではないんですけどね。新市にお任せするということになりますから、本来はある程度の方向性を決めた方がいいんですけども、非常に難しい問題で調整がつかないということで、新市で協議をしようということになってるというのがその表現であります。

よろしいでしょうか。

それでは、岩国からは短縮をとという御意見もありましたが、それは一つの御意見として議事録にはもちろんとどめさせられるだろうというふうに思いますので、大方の御意見として原案どおりということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

井原勝介会長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

協議第３８号 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目１８）

井原勝介会長 続きまして、協議第３７号国民健康保険事業の取扱いについてを議題としたいと思います。

事務局から説明をしてください。

岸添健康福祉副部長 それでは、5ページの国民健康保険事業の取扱いについて、御説明させていただきます。

これにつきましては、A3一枚ものなんですけど、岩国地域8市町村合併協議会、提案内容説明資料(第4回協議会)をごらんください。

国民健康保険事業の取扱いにつきましては、下線部分が7市町村での提案内容と比較して変更された部分でございますが、7市町村では平成15年度の賦課データに基づくシミュレーションで御協議をお願いした結果、賦課方式は所得割、資産割、均等割、そして平等割の4方式にするということが確認されておりました。

また、保険料率につきましては、統一保険料との格差が大きい由宇町、美川町、美和町の医療分については、国保の基金を財源として5年間の段階的な調整を行うということでございましたが、ごらんいただけますように 済みません、一枚ものの提案内容説明資料は……。

井原勝介会長 よろしいでしょうか、資料は。この1枚の大きいやつです、横長の。よろしいでしょうか。一枚紙です。よろしいでしょうか。じゃ、もう一回、最初から。

岸添健康福祉副部長 それでは、お配りしております提案内容説明資料をごらんください。申しわけありませんでした。

国民健康保険事業の取扱いにつきましては、下線部分が7市町村での提案内容と比較して修正された部分でございますが、7市町村では平成15年度の賦課データに基づくシミュレーションで御協議をお願いした結果、賦課資料は所得割、資産割、均等割及び平等割の4方式にするということが確認されておりました。

また、保険料率につきましては、統一保険料との格差が大きい由宇町、美川町、美和町の医療分については、国保の基金を財源として5年間の段階的な調整を行うということでございましたが、ごらんいただけますように8町村の提案では、(2)の賦課方式につきましては、「平成17年度の保険料(税)の状況に基づき、所得割、均等割、平等割の3方式導入も視野に入れた検討を行い、急激な住民負担増とならないよう、合併時まで調整する」ということで、3方式も視野に入れて検討するというところでございます。

また、(4)の保険料率につきましては、ただし書き以降が「医療分において、急激な住民負担増となる市町村については、国保基金を財源として、5年間を限度に段階的な調整を行う」という提案になっております。

この調整方針の変更につきましては、比較検討票になりますが A3の紙になります。別添の参考資料になります。A3です。

井原勝介会長 厚い別添の参考資料、厚いやつです。厚い横長の別添参考資料です。

岸添健康福祉副部長 比較検討票の6ページと7ページになります。ここに概要を記載してお

りますので、提案内容の概要を説明させていただきます。

まず、6ページなんですけど、これにつきまして訂正箇所が1カ所ございまして、6ページの「B．変更提案の概要」の【2】の玖珂町を含めた、平成16年度シミュレーション結果の……。

井原勝介会長 ちょっと待って。よろしいでしょうか。6ページです。はい、どうぞ。

岸添健康福祉副部長 たびたび済みません。訂正箇所が1カ所ございまして、6ページなんですけど、「B．変更提案の概要」の【2】玖珂町を含めた、平成16年度シミュレーション結果の3つある中の中の平成16年度シミュレーション（4方式）の美和町さんのところが「6,782」になってますが、「6,732」に訂正をお願いいたします。

それでは説明させていただきます。まず、6ページの調整方針の変更の趣旨でございますが、ここに記述されてありますように、合併後の国民健康保険料の設定につきましては、国保会計の収支バランスをとりながらも住民負担ということを考慮する必要がございます。

現在、医療分につきましては、比較検討1に掲げてますが、8市町村ではすべて4方式を採用しております。おりますが、7ページの一番下の【3】なんですけど、県内の市町村の賦課方法の状況にお示ししてありますように、合併を契機として周南市、合併後の新柳井市も3方式導入に向けて準備が進められており、岩国地域が3方式を導入した場合は、県内では8割を超える世帯が3方式になります。自治体の導入傾向といたしましては3方式が主流といたしますか、多くございます。

また、4方式では、7ページの【1】に主なデメリットが4点ばかり記載してありますが、その一つといたしまして、所得を生じない固定資産に対して国保の資産割を賦課することは固定資産税のほかに二重に課税されてる、いうお気持ちを住民の方が持っておられまして、負担感が大きい、ということ。

二つ目には、資産割には軽減制度の適用がございませんので、そのために低所得者層の負担が大きいということ。

三つ目には、現在居住している自治体以外の複数の市町村に固定資産を有している場合、新市移行後も資産割の対象になるなど、新市拡大に伴う負担増加やそのほか固定資産のデータ整備上の課題などがあります。3方式では【2】に掲げてますように、これらのことが解消できるだけでなく、資産は持つけど年金収入だけの高齢者、そういう世帯の方の負担軽減につながるということもございます。

賦課方式につきましては、一般的ではございますが、4方式は固定資産の所有が多く、世帯意識が強い農村部に。3方式は中小都市に適しているとされております。

御説明させていただきましたように、4方式、3方式、それぞれ賦課方式の特徴があるわけですが、岩国地域におきましても7市町村の協議会で提案する際、3方式導入を検討しま

したが、1世帯当たりの平均保険料は2万円程度増額となる自治体があるなど、不均一課税を採用しても従来の保険料に比べて格差が余りにも大きくなるのではないかという危惧が検討の結果生じたわけでございます。

そうしたことで、3方式については引き続き検討はしていくものの、最終的には住民の急激な負担増を配慮しなければならない、激変緩和を図らなければならない。そういう観点から7市町村での協議会では4方式を提案されました。

次に、6ページに戻りますが、平成16年度にB欄の【1】のように、国保会計の収支バランスを図るため、6市町村においては料率等の改定が行われまして、玖珂町さんも新たに参加されたことによりまして再度、平成16年度の当初賦課データに基づくシミュレーションを行いました。

この結果、【2】の医療分の表をごらんいただきますと、由宇町で4方式の場合、1世帯当たりの平均保険料が1万6,732円と負担増となっていたものが、平成16年度のシミュレーションでは3方式で1万1,184円に大幅に縮小しております。

また、7ページの【2】の〔2〕の保険料増額世帯の割合の変化にありますように、4方式と比較した場合、増額世帯の割合は減少しております。その他市町村においても格差に変動が見られ、結果として合併後の新市の課題となっておりました3方式導入も視野に入れることが可能となってきております。さらに平成17年度においても、市町村の中では料率改定を予定されてるところもあります。

こうした合併前の8市町村を取り巻く国保会計の状況変化が予定されているということで、こういう状況を踏まえて8市町村の提案は、段階的な調整を行う市町村やその期間については、平成17年度のシミュレーション結果を見て判断することが適当ではないかということでございます。

また、賦課方式についても、4方式との間で大きな格差が生じなければ、合併後の岩国市にとって適していると思われる3方式の導入も視野に入れた検討をするということですが、いずれにしても平成17年度の当初賦課データに基づくシミュレーション結果を踏まえ、継続して開催される合併協議会で改めて協議をお願いするということでございますので、よろしくお願ひいたします。

井原勝介会長 ありがとうございます。ただいま御説明しましたように、7市町村のときに協議をして確認をされていた事項について、その方式の変更ということをご提案をしております。その後の1年間の保険料の状況の推移を見ると格差も縮まってきている部分もあるということと、今後、将来を考えれば、4方式よりも3方式の方がいいのではないかと。いろいろな意味で負担感の軽減、あるいは事務手続等の面で望ましい方式ではないかと。そして、ほかの自治体において

もそういう採算方式を採用するところがふえてきているという状況の中で、いずれどこかで3方式に変えなきゃいけないかもしれない。そうすれば、やはり今、合併の時期に変えておく方が手続的には非情に効率的であるというような趣旨で、この際、7市町村の協議の状況とは少し違いますけれども、将来の望ましい方向という意味で3方式で行きたいという御提案をさせていただいているわけでございます。

ちょっとわかりにくかった点もあろうかと思いますが、御質問も含めて御意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。吉山さん。

吉山國臣委員（周東町） 周東町でございます。この賦課方式についてでございますが、課税の平等性というんでしょうか、賦課方式について、資産割を除いた3方式にした場合に不公平が生じるのではないかとといった一部の意見でございましたが、そういった意見がございました。周東町といたしまして全体の意見は17年度の所得状況を見ながら方向性を出すということで、検討の枠が広がったという解釈で、提案についてはほかの反対はございませんでした。

井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、池田さん。

池田良幸委員（本郷村） 本郷村でございますが、かなり時間をかけて協議いたしましたけれども、提案どおり承認するという事でよかろうと本郷村は決まりましたんで、御報告いたします。井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、中塚さん。

中塚一広委員（岩国市） 岩国市です。岩国市も提案どおりとすることで意見集約はしております。なお、所得割、均等割、平等割の3方式を重点的に検討してほしいという意見がありました。以上です。

井原勝介会長 ほかにいかがでしょうか。はい、堀江さん。

堀江吉政委員（美川町） うちの方ではこの提案理由の中でいずれ合併時まで調整するという事ですから、提案理由そのものを反対とかどうとかいう意味じゃなくて、判断をする際に参考資料の7ページに4方式と3方式のメリット・デメリットが参考に出とるわけですが、これは悪くとると3方式にするための説明であるかというふうにですね。比較検討する場合、4方式のメリットと3方式のデメリットも掲示していただくと検討するのに参考になるがということでございますので、これはないから云々ということじゃありませんけど、比較検討する場合はそれが必要ではないかという意見もございました。

それと、資産割がなくなることによって郡部と都市部の差がどのようになるんかっていうのがもしあればですね、文書でも結構ですからその辺も明示していただきたいという意見もありましたので、一応申し添えておきます。

井原勝介会長 はい、どうぞ、藤井さん。

藤井禎委員（美川町） ちょっと補足するんですけども、美川町、4方式で決定していても、それは状況が変わるんなら3方式で よりよい方法があるんなら3方式でもいいんじゃないかという意見もありました。非常に国保は難しくて、それから一番重税感のある問題ですから、ある程度慎重にやってもらいたい。完全に平等というわけにはいかないと思いますから。よりよい方法で決めていただきたいというのが大体の意見です。

岸添健康福祉副部長 確かにこの比較検討票の中の6ページと7ページにつきましては、3方式導入も視野に入れた、ということで記載しておりまして、4方式と比べて3方式、メリット・デメリットという部分なんですけど、あえてこの票の中で見ますと、6ページの先ほどBの【2】の16年度のシミュレーション結果を見ていただいたところ、医療分なんですけど4方式と3方式ございまして、これは固定資産税の価格の関係でこういう差が出てるわけなんですけど、これ見たらわかりますけど、岩国市が若干下がってほかのところは上がってるという、中にはかなり上がってるともございまして。こういう部分で資産割の部分が所得割で負担をお願いすることになりまして、所得割の料率が上がるということになります。結果として今のような、【2】のような結果になるという。デメリットと言えはそういうことがあるのかなというふうには感じております。

井原勝介会長 今のは郡部と市部との違いのようなことにもなるわけ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）そういうことにもなるわけ。

堀江さんの今の御意見は、いずれにしても新年度になってから保険料の状況等を見ながら3方式も視野に入れて検討すると。そこで、ことしの夏ごろになろうかと思いますが、そこで検討して正式に決めていくことになりますので、そのときにはきちんとそういう4方式のメリットも出してほしいと。郡部、都市部の違いも出してほしいと。そういうきちっとそういうものも踏まえて決定していきたいと。そういう趣旨でよろしいんでしょうか。今答えられる部分はそういう部分でありますけど、その辺をまた整理をさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、清柳さん。

清柳聡委員（由宇町） 由宇町ですが、由宇町におきましても、この国保の3方式ということはいろいろ異論はありましたんですが、将来的にはやはり不均一をなくするということですからいいということですが、先ほどの御説明を聞きましたら、17年度の保険料の状況を見て決めるということですから、この場で決めるということではないということです。3方式を導入するということではない、ということでございます。

井原勝介会長 それは文書に書いてあるとおりです。決めるのは夏ごろになろうかと思いますが。新しい保険料の状況も見て、ことし1年でもかなり変わってますんで、その状況を見てまた決め

るということです。

清柳聡委員（由宇町） 大変、うちのところも関心が高うございますので、慎重に決めていただきたらと思います。よろしくをお願いします。

井原勝介会長 ほかにいかがでしょうか。

特に意見もないようでございますので、今出ました御意見等も踏まえまして最終的には新しい保険料の状況を見ながら7月、8月ごろ、夏になってから改めてですね、この法定協は続きますんでその中で調整をさせていただいて決定をしていくということで、提案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

井原勝介会長 ありがとうございます。それではそうさせていただきます。

協議第38号 介護保険事業の取扱いについて（協定項目19）

井原勝介会長 それでは、次に、協議第38号介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

周山事務局次長 御提案いたします。

会議資料の6ページでございます。介護保険事業の取扱いでございますが、合併期日が1年延長となりましたことに伴い、17年度の賦課は各市町村で行われることとなります。したがって、17年度の調整方針は不要となりますことから、「保険料については、第3期事業運営期間が始まる18年度から統一する」という提案分に変更させていただいております。

なお、統一する保険料の調整につきましては、比較検討票の14ページに掲げておりますので御参照いただきたいと思います。これは従来からの調整方針と同じでございます。

また、保険料の独自減免の取扱いでございますが、合併期日が延長したことに伴い17年度を18年度に統一ということで、これも変更させていただいております。

以上でございます。

井原勝介会長 今の説明にありましたように、合併期日が1年延びたことに伴う変更ということで、実質的な中身は従来と変わりません。御意見をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようでございますので、提案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

井原勝介会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

協議第 39 号 使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目 21）

協議第 40 号 補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目 22）

井原勝介会長 引き続きまして、協議第 39 号、第 40 号の使用料、手数料等、そして補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明してください。

周山事務局次長 会議資料 7 ページでございます。使用料、手数料等の取扱いについては、7 ページのとおり基本となる調整方針は従来からの方針と変更はございません。

次のページに参りますけども、従来の個別の調整方針についても特に大きな問題となる点はありませんが、ここでは 4 点ばかり、玖珂町さんの制度で変更になる点に関連しまして御説明をいたします。

まず、10 ページに参りますけども、生活環境関係手数料で一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料という項目からずっと下へ 10 項目、連続でございますけども、これにつきましては、玖珂町さん、現在無料ということになっておりますけども、7 枠で確認されておりますように、利用料として岩国市、美和町の例によるということにさせていただいております。

それから、11 ページに参りまして、水道事業関係手数料でございます。上から三番目の設計審査手数料、給水装置検査手数料というのが 2 つございますけども、これは岩国市の例によりまして引き下げるということにしております。

それから、12 ページに参りまして、農業委員会証明手数料でございます。玖珂町さん、現在無料でございますが、岩国市の例で統一ということとしております。また、その次の飼養鳥獣手数料でございます。これにつきましても、岩国市ほか 5 町村に合わせて統一するということにさせていただいております。

それから、次の協議第 40 号の補助金、交付金等の取扱いでございます。13 ページでございますけども、これにつきましても基本となる調整方針に変更はございませんが、次のページから掲げておりますように、個別の調整方針では玖珂町さんの参加に伴い、新たに項目を追加したものの等がございますので、これを中心に説明をさせていただきたいと存じます。

まず、14 ページでございますけども、一番下でございます。総合政策関係各種補助金がございます。この中で玖珂町さんでは自治会助成と、自治会の地域づくり助成というメニューと、それから、自治会掲示板設置の独自補助金がございます。これらにつきましては各市町村との均衡を考慮して廃止としておりますが、新市全域で自治会活動支援制度を検討することとしておりま

す。

それから、17ページでございます。上から二段目の高齢者地域活動事業補助金というのがございますが、これで玖珂町に高齢者なごみの家助成補助金がございますが、各市町村との均衡を考慮して新市移行後、速やかに調整するというようにしております。

また、その下の三段目でございますが、高齢者関係各種事業補助金でございます。玖珂町の独自事業としてふれあい生き生きサロン助成があります。これにつきましては、他市町村と同様に社会福祉協議会の助成制度を活用した事業実施を求めることとしておりまして、美川町の老人敬愛運動補助金というのがございますけれども、これらと同様に廃止ということにしております。

また、中段より若干下になりますけれども、重度障害者（児）住宅改善費補助金というのがございます。玖珂町につきましては独自の上乗せの補助が行われておりますが、他市町村と同様に国・県の基準での補助に合わせることであります。

その下の身体障害者補装具等自己負担金助成がございます。これにつきましては他町村にも制度がなく、岩国市も13年度に廃止しておるものでございます。これは廃止としていただいております。

それから、18ページに参りまして、中段でございますが、チャイルドシートの購入費補助金がございます。これにつきましても制度が既に定着して必要が低下してあるということで、他町村とともに廃止ということにさせていただいております。

それから、19ページに参りまして、上から四段目でございます。生活環境関係各種補助金では、合併処理浄化槽法定検査料の補助というのと、それから、犬・猫不妊去勢手術補助というのが玖珂町さんがございますけれども、十分、玖珂町さんとも協議をさせていただいておりますけれども、新市全体の規模等を考慮すると自己負担が適切であるということから合併時に廃止をさせていただくということにしております。

それから、次に、21ページに参りまして、教育部会関係の三段目でございます。幼保連絡協議会補助金でございますが、これは玖珂町の幼稚園、保育園、4園ございますが、職員の合同研修等の補助でございます。合併後は新市全域での幼稚園、保育園の連携が必要となるということから廃止ということにさせていただいております。

また、その次の私立幼稚園の職員研修・運営等に関する補助金でございますが、玖珂町に私立幼稚園運営費補助がございます。これは周東町にも私立幼稚園職員研修補助というのがございますけれども、同様のものございまして、廃止ということにさせていただいております。

それから、22ページに参りまして、一番下でございますけれども、水道関係補助金の簡易ポンプ購入費補助金でございます。これにつきましては、従前、給水量に対して配水量に余裕がないということで、風呂水等の有効活用をする節水対策制度として設けられておりますけれども、

15年度から周東町より配水を受けて能力も増大して所期の目的を達しておるということでございますので、廃止ということにさせていただいております。

それから、23ページでは、みどりの玖珂町振興公社会費がございます。これにつきましては、他の財団関係の補助金と同様に当面、現行のとおりとして随時調整するということにさせていただいております。

以上でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見はございませんか。はい、どうぞ。

小野哲明委員（玖珂町） 玖珂町の小野です。失礼します。私どもちょっとまたさっきと同じことで、後入りましたのでちょっと理解しがたいところがありまして、「速やかに調整する」というような、先ほどちょっとお聞きして大体わかったんですが、調整方法の5番の「新市に移行後も当分の間現行どおり」という表現の仕方なんですが、これはどのぐらいの期間になるんですか、おおよそ。

白木事務局長 ここに掲げております調整方針、これは補助金、交付金等に限らずではあるんですが、いろいろと期間については7市町村のときも議論がございました。で、今、一つの目安として考えておりますのが、「速やかに」というのは新市移行後、約1年から2年の間。「当分の間」というのは、大体3年から5年間ぐらいをめでにいこう、ということの一つの目安としてそういう表現をさせていただいております。

小野哲明委員（玖珂町） わかりました。そのことはわかったんですが、先ほどの、例えば5年間の不均一という言葉が出ましたけど、そういうふうにはっきりされるととても理解がしやすいんです。だから、合併のする中で、今後、私たちが例えば負担の分野でも、この辺ぐらいまで、大方5年ぐらい、さっきの表現ですと5年間は不均一というふうになってるから非常にわかりやすいんですが、この辺の理解がとても難しくとても悩んでおります、正味のところ。

それから、この項目の中で「合併時に廃止の方向で検討」とあるのが、非常に私どもの玖珂町を含めて郡部の独創的な事業に対して補助金の廃止というのが多いような気がします。項目の中で、岩国市さんを悪う言うんじゃございませんが、岩国市さんの独創的なものについては「現行どおり」とか、あるいは「速やかに調整」という言葉が非常に多いような気がするんです。何となくそんな気がするんですが。

ところが、玖珂町あたりですと、例えば、「廃止」というのが、6番がかなりございまして、非常にこのことについてもいかなものかなというふうに思っておるところでございます。例えば、先ほど御説明ありました21ページの幼保の補助金とかですね、私立幼稚園の職員研修等もこれも廃止というふうになって、私ちょっと岩国の独創的な事業、あるいはもう1町ぐらいについてお

る事業もありますが、その分だけちょっと、資料を見らせていただく間に、継続していくとか調整とかいうので二重丸と丸をつけさせていただきましたが、やっぱり岩国市さんが絡んでおられるもう独創的なこの事業、補助金のことについては、わりと「廃止」とかっていうのが非常に少ないんです。あながちこれ、ぱっと一見しますと、郡部の方が何か多いような気がするんです。その辺のことを含めて少し配慮していただけないものかなと。地域に合った独創的な事業というのもございます、補助金に対しては。いかがなものでございましょうか。

白木事務局長 御指摘のように、自分の地域のがなくなったりとか、よその地域は継続されたりというのはいろいろあるかとは思いますが、ただ、この補助金等につきましても、各市町村の今までの長い歴史とか実情等にも差がございまして、一律に調整方針を決めるということも非常に難しいところがありました。

したがって、今言われますように、全地域でこれが満足できる結果ということになつとるかといえば、そうでもないところもあるかとは思いますが、お互いに岩国だけはええとか、どこどこは悪いということではなくて、お互いに各地域への理解を示しながらも、今言われております行財政改革の推進であるとか、あるいは今後の社会情勢等の動向も勘案した上でですね、7市町村のときにもいろいろ協議の上、苦心の末にこういう表現にさせていただいておることとございまして、今後、新市になりましてからいろいろな状況等も踏まえながらもその時点、時点において総合的な判断をこれからもしていくことになるかというふうに思います。

言われますように、玖珂町の方だけはどうかいというのはあるのかもわかりませんが、どうしても岩国市の場合は全体的な新市になりましてからの総人口等の状況もございまして、その点、若干加味されているところはあるかというふうに思いますが、あくまで全体的に見て、今後のいろいろな動向等を踏まえた上、また、行財政改革も踏まえた上で総合的な判断をしたものでございまして、何とぞ御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

井原勝介会長 決してそういうことで差をつけてるとかいうことではないと思うんですけども、岩国市も私もここ何年か補助金を大幅に見直して、実はここで丸がついてないけども、似たような補助金が町村と同じようなのがあったけども最近廃止したっていうのも、さっき身体障害者の件がありました。そういうのも最近廃止したりですね、幾つかそういうのもあるんです。既に廃止されてるっていうのもあるし。

町村にしても市にしても、長い間いろんな事情で補助金っていうのはふえてきているんですけども、時代の変化の中でもうそろそろ廃止してもいいんじゃないかっていうふうなものもあるわけなんです。だから、これまでは行政のレベルで各市町村で詰めてきた中で、やはりそれぞれもうそろそろ廃止した方がいいんじゃないかというのものもあるんです。

で、今回合併ですからちょうどいい機会ではあると、見直すですね。そういう意味で、従来や

ってきたけど、この際もう将来的には必要性が少なくなってきたら廃止をした方がいいんじゃないかというような議論もですね、それはお互いにやりながらここまで積み上げてきて、行政的に積み上げてきて、そして我々も幹事会、首長会議でもそれぞれやはり若干の異論はあるかと思えますけれども、全体としてこういうことでいいんじゃないかということで積み上げてきておりますから、中身それぞれ見ながら必要性を考えた結果でありますので、その辺は御理解をいただきたいなというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。どうしても必要なものがあれば、当然、新市になって、また新市全体として新しい仕組みとして作り上げていくということは当然やっていかなきゃいけないことになろうかというふうに思いますので、その辺に任せていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

よろしいでしょうか。それでは、御意見もないようでございますので、提案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

井原勝介会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

協議第41号 水道関係事業の取扱いについて(協定項目23-10)

井原勝介会長 続きまして、水道関係事業の取扱いについてを議題とします。

事務局から説明してください。

周山事務局次長 それでは、24ページをお開きください。水道事業関係の取扱いでございますが、まず、一点目の水道事業、上水道でございますけれども、これにつきましては、当分の間現行のとおりとし、料金及び加入金は新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整するということにさせていただいております。

ただし、由宇町につきましては、投資計画の見直しとか水源の一元管理計画ということの協議が調いましたことから、コストメリットもあるということで、新市に移行後、速やかに調整することとさせていただいております。

御案内のように、水道料金等は地理的条件に大きく左右をされて、地域間の格差が生じておるのが事実でございます。玖珂町さんの取扱いにつきましても、スケールメリットを活かした統合の検討も必要となりますが、現状においては給水区域も大きく離れ、料金も大きな差がございますことから、当分の間現行のとおりとさせていただき、合併後の経営努力、営業努力によりまして可能な限り料金コストを吸収しつつ、3年ないし5年の間に料金等の統一を図るという考え方でございます。

二点目の簡易水道事業については、変更はございません。

以上でございます。

井原勝介会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問、御意見はございませんか。はい、どうぞ。

小野哲明委員（玖珂町） 小野です。失礼します。きょうはこのことが一番お願いしたかったんですが、水道事業についてですが、玖珂町は水道、上下水とも非常に完備されておりまして、その中で玖珂町は水道料金が岩国市さんとかと比較しますと相当高いんです。で、玖珂町民は実は合併をするという一つの大きな喜びの中に、合併をしたら水道料金が下がるんじゃないかというような、町民の間で勝手な想定をされておられるんです。「岩国と一緒にになったら非常に水道代も安いからええことやの」と。合併の中の一つの「いいことじゃのう」なわけですが、町民からすれば。

で、この別表の資料にもございますが、68ページです。ここで20立法メーターの使用の場合、20ミリ管を使うた場合の、岩国市が1,354円。で、玖珂町が2,625円。今の最初のところに書いてます「岩国市及び由宇町は」というのございますが、そうすると由宇町2,040円というふうになっておりますが、そうするとかなり金額的には差があるわけです。で、玖珂町民はこのことを非常に心配しております。水道代が一体どうなるんだろうかということで、今、当分の間ということで、先ほどお尋ねしましたが、3年から5年ということでしたが、じゃ、3年から5年で同じになるということでしょうか。

石田水道部会長 お答えします。

当分の間というのはそういう表現をされてありますので、したがって、3年から5年ということで努力していきたいと思えます。

先ほど言いましたように、水道事業につきましては水道料金のみで運営する独立採算方式でございますので、その間に企業努力なり、あるいは合併によるスケールメリットなり、そういうもので事業運営は効率的にやっていきたいというふうに思っております。

玖珂町さんは非常に御期待に若干、当初は添えない部分があるろうかと思うんですが、岩国市におきましてはちょっと宣伝になるんですが、同じ規模の事業体では全国で三番目に安い水道事業でございます。したがって、なるべく岩国市の水道事業の料金に近づけるように経営努力を今後してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

井原勝介会長 はい、どうぞ。小野さん。

小野哲明委員（玖珂町） そうなりますと、これ、私どもの町としたら、例えば何年度にはとか何年後にはというような表現の方が町民に対してもですね。例えば、水道事業でもそうですが、

今、玖珂と、まあ由宇さんも今から大変な事業、通津まで来とるの本管延ばされるんでしょ。そうやってこの事業を起こされて、水道事業をやられて、そしてほかの町村もそういう可能性もあるでしょうけど、そしたらシミュレーションできるじゃないですか。例えば、何年後ぐらいにはペイのラインに行くとかいうことができるじゃないですか。それができるという可能性があると思うんですけど、そうすると、当分の間で私たちの町民がどうかなというような懸念もあるんです。

井原勝介会長 はい、どうぞ、もう一回。

石田水道部会長 先ほど言いましたように、水道料金だけで運営しておりますので、これを今の段階で仮に岩国市と統一するという点については、財政上、現時点では困難でございます。

したがって、当分、時間をいただく中で企業努力、合理化なりをする中で吸収するしか方法はないので、若干時間をいただかないとですね、仮に合理化するにしても人員削減するにしてもいきなり首切るといふことにはなりませんので。したがって、そういういろいろな経営努力をする中でなるべく早く、5年は限度でございますので3年になるのか、5年になるのかはわかりませんが、企業努力に期待をしていただきたいというふうに思っております。

井原勝介会長 はい、どうぞ。

伊藤泰雄委員（玖珂町） 今の小野委員のはこれは優しい言い方でございますが、私ども議会側といたしましては本質的にはもうこの合併時に水道料金は岩国と同じにしてほしいと、これが基本的に考えてございます。

と申しますのは、先ほどから水道事業、特別会計と言っておられますけど、これは我々議会議員、または執行部側がわかってることでございまして、一町民なんかはそういう会計とかいうのは全くわからないんでございます。ただ、岩国と合併したら同じ水 これは水域が違いますけれども、我々は周南水域で、こちら側は錦川水域で、当然違いますけれども、しかし、町民の考えっていうのは、とにかく合併によって何かのメリットがあると、それしかないわけです。

メリット・デメリットしか判断しないわけでございますから、それは大きな痛みはありますけれども、しかし、ここはやはり岩国市側の事業会計、少々な赤字を持ってもいいから玖珂町と一緒にするんだったら玖珂町の赤字負担も少々のことは面倒を見ようと。それくらいの大きな気持ちでしていただいて、やはり2年、3年でなく、これはあくまでも私どもの議会側としての要望でございますけれども、合併した時点において水道料金は一緒にしてほしいと。それが私たちの切なる願いでございますので、一言申し上げておきます。

井原勝介会長 はい、どうぞ。

桑原敏幸委員（岩国市） 岩国の桑原です。玖珂町さんの言われることはわかるんじゃないけども、同じ岩国市でもまだ簡易水道のところが結構あるんですよ。ですから、岩国の中ではやっぱりいろ

んな不平不満が出てますんで、できることならやっぱりこのとおりもうちょっと待って、随時調整するということをお願いしたいと思います。(発言する者あり)はい。ということでございますんで、岩国でもまだ簡水のところが大分ありますんで、よろしくをお願いします。

井原勝介会長 簡易水道の問題もありますね。合併してもいっぱい簡易水道があつて、それぞれやはり独立して、経費を考えながら、料金が決まっていますから、いきなりそれも統一することができないということになりますし、水道は本当に独立会計、特別会計ではなくて本当に、申し上げてもそれはもうわかりだと思えます。企業体でありますから、補助金も出しておりませんし、そういう中でやはりきちんと運営できていかないといけないという企業体の判断もありますので、即座にということとは難しいと思えますけれども、ここに書いてありますようにやはり経営努力をしながらですね。

岩国の水道は本当に安い、全国的にも本当に誇り得るものですから、できるだけそれに統一ができていくように。あるいは将来的には、なかなか難しいんですけども、まだ錦帯橋より上には岩国でも水道が行ってないってところで、まず、その上に水道管を延ばそうということが一つ計画には今上がっているんですけども、その上にはもう行ってないということもありますんで、いずれにしても下流から伸ばしていかないと水道管は延びませんので、そういうこともありますし、そういう財源対策もしていかなきゃいけないだろうというふうに思いますから、即座にというわけにはなかなかいかないかもしれませんけれども、市民、町民の御意見ということも、御要望ということもよくわかりますので、強い御要望ということで記録にとどめておきたいと思えます。

はい、どうぞ。

伊藤泰雄委員(玖珂町) 実はですね、これも言いますのは合併っていうのはこれは絶対必要なものでございますし、これからの分権の受け皿として必要と思えます。

しかしながら、玖珂町みたいに先行投資して、この水道事業体系っていうものをある程度完備してるところがやはりそういういつまでも負い目をといますか、財政的な面で痛い目に遭うっていうのもどうかと私は思っとるんです。というのは、玖珂町ははっきり言いまして水源地も本当にないとこなんです。しかしながら、先行投資して今までやはり住民サービスをしてきたわけなんです。ですから、その辺のところを考慮してもらいたいっていうのが私の気持ちなんです。

ですから、初めに先行投資して、こんだけインフラ整備やったところがまだその負い目を負わなきゃいけないかと。逆に言えば、先行投資してこんだけやったんだからこそ合併によって大きな利点を得られるっていう、そういう我々の気持ちっていうものを考えてほしいんです。

本当に玖珂町、水がないんです。水がないけど、高い水を使いながらこの水道事業っていうのはやってきたんです。ですから、本来ならば岩国さんなんかはあんだけの豊富な水があるんだか

ら、なぜ今まで逆に言えばそんだけ簡易水道をやったかという、我々は逆に言えば疑問があるわけなんです。ですから、先行投資した玖珂町のこの整備というのを十二分に理解していただいて、私はこういうことを言ってますから、一応、こういう意見でございますので。

井原勝介会長 先行投資を立派にされて水道事業をもってるということは、玖珂町民はその恩恵を十分に受けてるわけですから、それはもうすばらしいことだというふうに思います。その辺についてはよく記録にとどめておきたいと思います。これについては玖珂町さんの問題ですから、ほかには御意見がないというふうに考えてよろしいでしょうか。

それでは、提案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

井原勝介会長 ありがとうございます。

それでは、以上で協議事項等については一応終了させていただきまして、新市建設計画の提案がございますが、少し1時間も過ぎましたので10分間休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

[午後2時48分休憩]

[午後3時01分再開]

協議第42号 新市建設計画について(協定項目24)

井原勝介会長 それでは、再開したいと思います。

続きまして、新市建設計画について御説明をしたいと思います。

中岡計画班長 説明の前に、本日の資料につきまして、12月20日に発表がありました財務省の予算原案の内示に伴い修正が必要となったため、協議会直前での差しかえとなりましたことをお断りいたします。

それでは、新市建設計画について御説明いたします。

本日提案の新市建設計画案は、計画本編と新市建設計画参考資料、新市財政計画参考資料の3点になります。

恐れ入りますが、計画本編の目次をごらんください。本編は、1の序論から6の財政計画と大きく6つの項目で構成しています。このうち財政計画を除く項目につきましては、さきに策定しております7市町村の計画に玖珂町さんの参加に伴う修正を加えたものになっています。

修正の主な内容は、新市の概況でお示ししている人口、面積、産業人口などの指標の変更と総

合公園、図書館の整備を初めとして道路や農業基盤整備など、玖珂町さんから御要望がありましたまちづくり事業の追加となっています。ちなみに主要指標となる総人口の見通しは、平成27年の目標人口を14万人から15万人に変更しています。また、合併の期日が平成18年3月20日で確認されましたので、計画の期間は平成18年度から27年度の10年間としています。しかしながら、新市の将来像や地域整備の方向など新市建設の基本方針等の変更はありませんので、玖珂町さんには大変申しわけございませんが、計画全体についての説明は省略させていただき、大幅な見直しをしております財政計画について御説明いたします。

それでは、別添の財政計画の見直しについての資料をごらんください。A4が1枚とA3が1枚の二枚ものでございます。よろしいでしょうか。

初めに、なぜ財政計画の大幅な見直しが必要になったかでございますが、大きく次の2点の理由によります。一点目は、三位一体改革による臨時財政対策債の削減が平成17年度においても対前年度23.1%のマイナスが見込まれ、これにより10年間で約63億円の歳入減となること。もう一点は、これらの影響等により各市町村の平成17年度の予算編成においては、平成16年度に引き続き多額の基金の取り崩しが必要な状況で、合併後の財政調整基金は約9億円と極めて少額となることが見込まれ、新市の財政健全化を考慮すると大幅な歳出の抑制が求められること。以上の2点でございます。

なお、歳出の抑制に当たりましては、大幅な経費の削減が必要であることから、削減する費目は人件費と普通建設事業費としています。また、削減額につきましては、新市の財政健全化のため一定の基金が確保できる規模としております。

それでは、資料の二枚目をごらんください。

左側に7市町村、右側に8市町村の財政計画を要約しております。この資料に沿って御説明いたします。

初めに、の合併前の収支見込みです。収支の見込みに当たりましては、基本的には平成15年度の決算額及び16年度の交付決定額をベースに制度改正等を勘案して推計しています。推計の結果は、先ほど申し上げました臨時財政対策債の減額等により、8市町村の10年間の収支見込みは236億円の歳入不足が見込まれます。国、地方とも極めて深刻な財政状況であり、新市において健全な財政運営を行っていくためには大幅な歳出の見直しが不可欠となっています。

次に、の合併による財政への影響額です。まず、格差是正の影響でございます。恐れ入りますが別冊の新市財政計画参考資料の8ページをごらんください。よろしいでしょうか。ここにお示ししておりますように、個々の事業により住民負担が上がるもの、下がるもの、また、行政サービス水準が高くなるもの、低くなるものがありますが、住民負担は約2億4,000万円の減、行政サービスは約8億4,000万円の増となっています。差し引き行政負担は約

11億円の増となり、全体では住民負担は低く、行政サービスは高い事務事業の調整になっています。なお、この影響額は協議会への提案ベースで試算し、単年度の影響額が100万円以上見込まれるものを計上しています。

次は、合併による財政への影響額がもっとも大きい人件費の削減効果です。次の参考資料の9ページをごらんください。一番上、(1)の一般職員の人件費につきましては、7市町村の財政計画では、新市の組織機構の維持や職員の年齢構成を考慮すると一定の職員数は確保する必要があることから、各年度の新規採用を退職者のおおむね2分の1とし、15年間で類似団体の職員数まで減員することとしていました。しかし、大幅な経費の削減が必要となったため、組織機構のさらなる効率化の検討を進め、各年度の新規採用を退職者のおおむね3分の1とし、職員数の削減期間を13年間に短縮しています。これにより、10年間の削減効果は約126億円になります。なお、新市の一般職員の定数は、類似団体の1,013人を目標数値としています。

(3)の議会議員につきましては、先ほど確認いただきました在任期間は7カ月で、10年間で約27億円の削減となります。そのほか特別職、農業委員、附属委員の委員など、人件費の削減効果は全体で200億円になります。

次は、国・県の財政支援措置です。参考資料の11ページになります。財政支援につきましては、国から普通交付税が5年間で約22億円、特別交付税が3年間で約7億円、合併市町村補助金が3年間で約10億円、また、県から広域市町村合併支援特別交付金として10年間で約14億円の支援があり、国と県を合わせた支援額は約53億円になります。

次は、人件費とともに大幅な歳出の見直しをしております合併特例債を活用した普通建設事業費です。参考資料の12ページをごらんください。合併特例債も国の財政支援措置になりますが、これは有利な地方債で対象事業費の95%の借り入れができ、その元利償還金の70%が交付税で措置されるものです。しかし、有利な地方債ではありませんが、対象事業費の約3分の1は一般財源が必要となりますので、厳しい財政状況を考慮すると将来の負担がふえないような対応が必要です。

それでは、点線で囲んである普通建設事業費算出の考え方をごらんください。左側に7市町村の財政計画と同じ考え方で普通建設事業費を算出しています。8市町村の合併前の普通建設事業費990億円に充てる地方債は359億4,000万円になります。この地方債につきましては、交付税が40%措置されていますので、返済に必要な一般財源は215億6,400万円となります。この一般財源の範囲内で合併特例債を限度額の490億2,000万円まで活用した場合の事業費です。この考え方で算出した事業費は、左側の一番下にありますように約1,308億円になりますが、厳しい財政状況を考慮し、この事業費を15%削減しています。また、事業費の削減に連動して合併特例債等の財源も同様に削減しています。この結果、右側にありますよう

に合併特例債の活用額は約417億円。10年間の普通建設事業費は約1,112億円となります。

恐れ入りますが、もとの二枚ものの資料の方をごらんください。中ほどの合併による影響額の部分ですが、ただいまの15%の削減により10年間で36億円の收支改善となります。次にその他としていますが、公共下水道等の新規拡大に伴う特別会計への繰出金と市制移行に伴う生活保護費の影響額が約17億円の負担増となります。

これらの影響額を合計しますと261億円の收支改善となり、合併後の收支見込みは25億円の剰余金が生じ、基金への積み立てが可能な財政計画になっています。しかし、合併後11年目からは合併算定替による普通交付税の支援措置が減額、廃止されるため、決して楽観はできず、さらなる行政の効率化を進めていくことが必要であると考えます。

最後に、この資料の裏面をごらんください。参考といたしまして、8市町村の普通会計と特別会計の建設事業費と標準財政規模をお示ししています。各市町村の事業費の構成比と標準財政規模の構成比はおおむね同様になっています。

それから、この表と本編の財政計画との関連でございますが、財政計画では普通建設事業費を1,111億7,000万円計上していますが、普通会計(A)への合計額755億4,000万円との差額は、1件当たりの事業費が1,000万円未満の事業、県事業負担金、企業会計への建設補助金及び複数市町村が共同で実施する事業となります。また、特別会計(B)の合計額591億5,200万円は特別会計で実施を予定している事業費の総額で、財政計画では地方公営企業法適用の特別会計につきましては建設補助金、法非適用の特別会計につきましては繰出基準等による繰出金を計上しております。なお、個々の事業につきましては、別冊の新市建設計画参考資料にまとめておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

井原勝介会長 ありがとうございます。新市建設計画、財政計画等でありますが、御質問、御意見等ございましたらお聞きをしたいと思います。これは今回の提案ということで、今回は集約ということで、最終的な確認は次回に持ち越したいというふうに思いますので、御自由に御意見、御質問等ありましたら、御発言いただきたいと思います。どうぞ。

植野正則委員(玖珂町) 玖珂町でございますが、質問ではございませんで、ちょっと私どもの思いと申しますか、そのあたりをちょっと申し上げさせていただけたらというふうに思います。

ただいま詳細に御説明がございましたいわゆる財政計画につきましては、非常に厳しい状況を的確にとらえられまして、現実を踏まえられましたものになっているというふうに思います。それで、いわゆるこの岩国地域8市町村の合併につきましては、非常に広大な面積でございまして、この地域を中心の都市ゾーン、あるいは多自然居住ゾーン、さらには都市郊外生活ゾーンという

ふうな3つの大きなゾーン分けがされておりまして、それぞれ旧市町村ごとに位置づけをされておるといふことであろうと思います。

また、新たなこの岩国地域がいわゆる地域住民にとりまして合併をして本当によかったという評価を得るためには、いわゆる各地域それぞれの旧市町村においてどのような夢が描けるかということにかかっていると私は認識をいたしております。それがまた重要な要素でもあらうと思います。

さらには、岩国市中心部はもとよりでございますけれども、周辺の郡部がしっかりと元気が出せるような事業費配分にも留意をしていただく必要があるんじゃないかと思ひますし、いわゆる郡部に対するところの気配りでございませうか配慮にも十分留意をいただきながら、中心部でございます岩国市を核として周辺部もしっかりと元気が出せるような配慮をいただくことによりまして、さらに私ども郡部の岩国市に対する信頼度も高まってくるというふうに思うところでございます。

先ほどからいわゆる建設事業のこの比率等の表も御紹介をいただきましたけれども、これらにつきましても中身を十分精査いただきまして、さらに私どもに対しますところの配慮についてもよろしくお願ひを申し上げたいということで、意見にかえさせていただきます。ありがとうございました。

井原勝介会長 ありがとうございます。一つのまちになる、新市になるわけですから、当然、周辺部、旧郡部ということで私はないと思ひますが、周辺部も含めて一体的なそれぞれ特色のある地域として元気のある地域にしていくというのは当然のことだろうというふうに思ひますので。

ほかにいかがでしょうか。はい、吉山さん。

吉山國臣委員（周東町） 周東町でございます。まず、人員削減の件でございますが、具体的にどういふふうになるのかちょっとわかりませうけれども、10年間で退職者の3分の1ずつを削減しながら、10年間で人件費の126億円を削減するというところでございますが、最終的に各総合支所でどのくらいの職員が残れるのかという心配される意見がありました。

それと、大変失礼な質問になつてはいけないうですけれども、意見としてございましたのでちょっと言わせていただくんですが、先日、中国新聞にですね、12月21日じゃったと思ひますけれども、新庁舎の建てかえについて国からの補助金が大幅に減額されるというような報道がされておりますが、これについて岩国市におかれてはどのような対応を考えておられるのか。また、それが結局、他の市町村にしわ寄せが来ないかどうかといった懸念をする意見がございましたので、一応、意見として言わせていただきます。

白木事務局長 総合支所における職員数の関係でございますが、今、職員部会におきましてはいろいろと組織機構について詳細な案を詰めております。したがひまして、その案ができ上がった

時点でどういうふうな形になるかということになるかと思いますが、当初はいわゆる企画、総務、管理部門等で各総合支所から10%程度の職員が本庁の方に来るようになるかと。あとのことにつきましては、いろいろな行財政改革等もございしますが、いろいろな事業の推移とかも総合的に勘案した上で今から決定していくということになるかと思いますが、現時点では最終的に何人というのは申し上げにくいのが現状でございます。

井原勝介会長 庁舎の件につきましては、私から少し状況を御説明いたしますが、いろいろと新聞等に出ていたりしておりますけれども、ことし実施設計が終わりまして今年度ですね、来年以降3年計画で庁舎を建設しようということで進めてるわけですが、今後の補助金については現在できるだけ確保しようと従来から申し上げておりますが、できるだけ確保するために協議、交渉をしているところでございます。

詳細については現在まだ申し上げられない状況にありますが、来年度の予算編成を我々も控えていますので、それに向かってできるだけ確保できるように今、最大限の努力をしているということで御理解いただきたい。もう少し明確になってきたらもちろん御説明もしていきたいというふうに思っています。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

小野哲明委員（玖珂町） 玖珂町の小野です。25億円の収支の見込みということで三角じゃないようになっておりますが、しかし、18.9%が23.1%になるのが何カ月後じゃったかと思うて非常に不安な気持ちがあるわけですが、国の施策そのものが非常に不安定な関係上、こういったことが急激に資料をいただいたときに18.9%じゃったのが何カ月かの間にもう23.1%になるような時代ですから、聞いて極楽見て地獄っちゅうだれやらの言葉にあります。これにならんにやええがと思っております。

この裏面の方に書いてございます新市建設計画に計上している各市町村の建設事業費の状況というところですが、この比率、構成比の問題なんです。私はこの玖珂町が出しておりますものの一覧を全部見せていただきまして、すごく関心があったからいろいろ調べたんですが、この比率が玖珂町の場合、7.0になっております。で、標準財政規模の方でも6.9ということなんです。人口比率やあるいはまた財政規模等々判断しながらいきますと、少しアンバランスかなというふうな気がいたします。

私どもの議長が先ほど申しましたが、玖珂町あたりは例えば上水にしても下水にしても非常に町として努力をして一生懸命にコンパクトでやりやすいという関係もございしますが、非常に自助努力をしております。その中で、じゃ、完成されとるからそれじゃええわという考え方じゃのうて、その辺が少し人口比率とか財政規模等々を含めてこの比率を、例えばこれ案ですが、例えば岩国市さんが54.4ですが、地方を少しでもよくすることを考慮をしていただきな

が若干パーセンテージを下げてくださいと、まだまだ玖珂町あたりももう少し事業の要望ができるんじゃないかと。

で、一例ですが、玖珂町あたりが総合公園というのを当初から始めておりましたが、当初の予算ではかなりの金額でしたが、結局は要望を出したときは16億円くらい出したと思うんですが、結局、これが今回のまた何回か練りに練られたら約13億円を切っておるわけですが、こういった状況でやっぱり我慢せんにゃいけないのかなというふうな思いがいっぱいでございます。町としても一生懸命町民と一体となって努力しながらいろんなことを完成しておりますから、それができておりゃ、置いていってもいいんじゃないという考え方じゃなくて、そこんところを含めて、頑張るところにはなおさらまたひとつ手を差し伸べてやりたいというようなお気持ちも若干ほしいような気がいたしますが、いかがなものでございましょうか。

中岡計画班長 各市町村の事業費につきましては、今ここに比較表を出しておりますが、最初に枠配分をしてやったものではなくて、それぞれの市町村から要求があった事業についてこちらの方で基準を設けてヒアリングさせていただいて、その事業を集計したものでございますので、これを集計した結果、たまたま標準財政規模とおおむね同じだったものでありますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

井原勝介会長 はい、どうぞ。

伊藤泰雄委員（玖珂町） 1点だけ聞きますけども、これはまだ変更が可能ってことですか。もうあくまでもこの状況のパーセンテージでこれから進めていくってことなのか。それともこれからの見直していうとこでこれは変更が可能なことか、それだけを教えてください。

中岡計画班長 実際の実施に当たりますは、今いただいておりますのは本当に概算の事業費でありまして、実際やっていくときには新市になってその年度年度の予算編成、または実施計画により実施されるものですので、今いただいております概算事業費が確定というものではないと思えます。また、実際の実施に当たっては、この事業配分についてはおおむね守られる値かなという感じがいたします。

井原勝介会長 誤解をしていただいたらいけないんですが、これは10年間に上がってる各町村から計画してる事業をヒアリングして積み上げたもの、たまたまこういうふうがいい割合になってるんだろうと思うんですが、あくまでそういう予定、10年間の予定でありまして、新市になってから総合計画をつくらなきゃいけませんし、それに基づいて毎年、岩国の場合であれば3年の実際の具体的な実施計画をつくっていきますけれども、そういう中でこの事業についてもう一度精査をして、優先順位をつけて、どこで何をやっていくかということ具体的な計画として新市になって決めていく。そして予算編成をしていくという形になっていきますから、当然、その中で新しい事業も入ってくるかもしれない、この既存の事業も少し見直しが行われるかもしれない

い。そういう微調整はそこで責任を持って行われていくということになります。これが確定した
ものではないということです。その辺はぜひ御理解をいただきたい。我々が全部決めることは今
できないと、そういう責任を持つことはできないというふうに思います。

最初に小野さん言われましたけども、今度の財政シミュレーション出てますけども、非常に厳
しいシミュレーションになってます。何カ月かで変わったんじゃないんです。これは16年度の
地方財政計画の中で18.9%の削減なんです。来年度が先だって出て、その中で23%削減と
いうことで、1年間を経て23%また削減されるということになった。その数字を反映したもん
なんですけども、これもでも臨時財政対策債を反映したというだけであって、交付税がこれからどう
なっていくのか、補助金がどうなっていくのか、税源移譲がどうなっていくのか。そういうこと
が今本当に動いてますから、ひょっとしたらまだまだこれは甘いかもしれない。もっと厳しくな
っていくかもしれないという数字だというふうに理解をしていただきたい。

そういう中で本当に来年度の、あるいは合併時の財政状況、交付税がどうなるか、税金がどう
なるかっていうことは、これからまた1年たってみないとわからない部分があるわけで、激しく
今、地方と国との関係は動いてますから、そういう中でこういう事業計画についてもですね、今
これぐらいこういうふうに考えていても、本当に合併したらそのときの財政状況に応じて当然見
直していかなくちゃいけない。厳しい目でもってやはり事業計画も立てていかなくちゃいけないとい
うことになると思いますから、とても今、全部決めることはできない状況にあるだろうと思いま
す。

はい、どうぞ。

伊藤泰雄委員（玖珂町） ちょっと私の質問の仕方が悪かったと思うんですけども、私が言いた
いのは、私どもはきょう、こういう大事な問題ですから、これは持ち帰って検討したいというこ
とを言わせていただこうと思うんですけども、その時点においてこれを持ち帰って検討した、ま
た、構成比ってものは次の協議会までに私たちが要求した場合には変更できる可能性があるかっ
ていうことを私はお聞きしたんです。だから、この予算を実行する云々じゃなくて、きょう議案
として出ておりますけども、これを修正案として私とこが出せる可能性があるかどうかという
ことをお聞きしたんです。

井原勝介会長 どうぞ。

林事務局主幹 済みません、事務局です。1点ほど補足をさせていただきます。

先ほどの各市町村の事業費をお示しをしています割合ですね、結果的に方法といたしましては、
それぞれヒアリングをもとに事業費を積み上げた結果、このような数字になったわけですが、そ
れを一つの指標、標準財政規模という指標で見れば、おおむねバランスがとれてるだろうとい
うことを見ていただければということございまして、確かに小野委員がおっしゃいましたように

財政規模とか人口とか、そういった見方も加味した場合にはまた見方があろうかと思えます。

もう一つ、これ玖珂町さんにお伝えをしなきゃいけないことなんですが、7枠ではそういうことでヒアリングをやって、もちろんヒアリングをやっとるんですが、ただ、玖珂町さんが入られたからといって著しく事業量にバランスを欠くということはどうかなということがございまして、結果的に玖珂町さんにつきましては、ある程度、標準財政規模を目安とした事業費の枠をお示しを事務的にはさせていただいております。そういうことで御理解をいただければと思っております。

井原勝介会長 これはそういうヒアリング等を経て事務的にずっと積み上げてきてるものですから、ぱっと比率を見てずっとこれ変えてくれとかっていうものじゃなくて、裏づけがずっとありますんで、次回までにずっと変えてくれるという性格のものではないというふうに思います。それから、これは議題ではなくて参考資料でしかないということもあります。御理解いただきたいと思えます。

伊藤恭雄委員（玖珂町） ただですね、今の執行部側の答えの中にちょっと気になるんですけども、7枠で云々ちゅうこと言われますけど、7枠で決まったことをね、例えばいろんな条例とか、今の補助金の問題とか、そういうことについては私どもは大枠で認めましたよ。しかし、この新市計画につきましては、これはもう用意ドンのスタートから私ども入っておるという認識であります。ですから、細部にわたって私たちはどうこう言う気ありませんけども、しかし新市というものはこれからの玖珂町の存続がかかっているわけですから。これはじゃ、7枠で決まるとるから8枠としてもこれ認めてくれと、そうは簡単に私どもはいきません、はっきり言わせて。

だから、あくまでもこの新市計画っていうものは、これは私どもは8枠が用意ドンのスタートで始まったという認識でありますので、ですから、その言葉の過程において7枠で云々っていうことは控えてほしいと思えます。

林事務局主幹 済みません、ちょっと言葉に配慮がなかったかもしれませんが、考え方としてはいろいろ見方あると思えますが、一定の見方としてどういう基準を用いて見ていただければいいのかなあとということで、その一つの目安としてこの指標を用いたということで御理解はいただきたいと思うんですが、一点、今回のこの事業費につきましては、各それぞれ8市町村の方から事務的に1件ずつ事業のヒアリングを行いまして、もちろん1件ずつの事業につきましては、まだまだ事業の熟度に差があると思えます。随分具体的にその事業費なんかの把握もされている事業もありますし、まだまだ、大体これぐらいかかるんだらうかなあと、そういったものもございまして、正直言いまして。そういったものを積み上げた数字であるということも御理解をいただければと思っております。

ですから、この事業費につきましては、もう少し玖珂町さんが精査をさせていただきたいという

ことであれば、そういった一つの指標を念頭に置きながら事業費の方の精査をしていただければ
なと思っております。

井原勝介会長 はい、どうぞ。

清弘雄正委員（周東町） 周東町の清弘でございます。先ほど会長さんの方から補助金等の変動
があって、また事業も見直していかんやいけまいかと、そういうお話がございましたが、それは
そのとおりでございます。金がなきゃできんと。

で、新庁舎の建設につきましては、見直すと言いましても設計図を引いてコンクリを固め出し
た、できん。金がないけ、ここの部屋を減らせとか、そういうことできませんので、この会の当
初に井原会長さんが岩国は責任を持ってやると。金のことについちゃ、他の町村には迷惑をかけ
んという一言があった。これはみんなよう知っちょる。

しかしながら、新聞紙上等を見ますというのだんだん金が減ってくると。コンクリートは打っ
たでよと。建物はどうもできんでよと。さあ、金はどっから出るかという、この辺で総合庁舎
を小さくするなら小さくして、大体、年々、これだけ何%かの削減は一応予想されるから、それ
に合うたような庁舎をつくるとか、それとも岩国市の方に財源があれば、それをもってやるから
心配すんなどおっしゃるのか、その言いわけがよくたちません。その辺を皆さんにわかるように
御説明願いたいと思う。金は岩国市が責任を持ってやると。心配するなど。

したがいまして、金が足らんけ、市町村の建設費等、予算枠が減ったでよということになっ
ちゃ困るわけでありまして、そのために。そのためによろしくお願ひしたいと思ひますが。何か今御
返事がいただけりやいだけええし、また、熟慮されまして次の会でも結構でございますが。
はい。

井原勝介会長 また繰り返しになるかもしれませんが、先ほど申し上げたとおりで、詳細は今申
し上げられる状況にはありませんけれども、従来から申し上げてますように、非常に厳しい財政
状況の中で庁舎はぜひともやはり新市の庁舎としても建設をしていかなきゃいけない。岩国市の
庁舎としても従来から建設をしていかなきゃいけないというふうに思ってたわけで、そのための
財源確保のために今努力をしているという状況で、詳細についてはまだ申し上げられないという
状況にあります。

ただ、前にも申し上げましたけど、少し誤解があるのかもしれませんが、議事録等よく見
ていただければわかりますけれども、来年にはもう合併する、当初の予定では17年の3月に合
併するという予定だったわけで、今でも1年後に合併するわけですが、庁舎は大部分、新市にな
ってからつくるということに、事業費も計上していくということになります。ですから、その中
でできるだけ補助金等を確保していくというふうに努力をするというふうに申し上げました。

今、その努力をしているときですが、仮定の話は余りしたくないですけれども、一般的な議論

として財源がもし足らなかった場合に、それは庁舎を見直すのかどうかということもそりゃあるかもしれませんが、必要な庁舎として今建設しようとしていますから、今、庁舎を見直すという方向は出ておりません。もちろん財源確保するという努力をしようとしていますけれども、もしそういう中で、仮の話として、一般論として財源が足りない、不足するということになったら、庁舎をやめるわけにはいきませんから、そのとき時点において有効な財源対策、一般財源、起債、補助金等を含めてですね、有効な財源対策は何があるのかということをしかりと新市においても考えていかなきゃいけないというのが通例だろうというふうに思います。よろしいでしょうか。清弘雄正委員（周東町） 岩国市が当初持つと。それがだんだん膨らんで、今度は新しい時点に立ってやるということになれば、大方、各町村に来る予算枠も減るんじゃないかと思うんです。私はこれ、岩国市がやったら立派なもんじゃのと思ったんですが。これはそのぐらいにしときましよう。

井原勝介会長 合併したら各町村とか岩国市という言葉はもうありませんので。

清弘雄正委員（周東町） 総合支所の方へ行くのがです。減るようになると。そういうことのないようにということを懸念しとるから申し上げとる次第であります。

井原勝介会長 さっきも言いましたように、全体の中で有効に全体の施策を打っていかなくちゃいけないということだろうと思います。

ほかにいかがでしょうか。それでは最初に申し上げましたように、御意見を伺った上で、できたら次回、確認をしたいというふうに思っていますので、御意見等ありましたら遠慮なく言ってください。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようでございますので、これはもう一度よく御吟味をされて、次回にまた確認をしていきたいと。この状況であれば次回には確認できるかもしれないなという感じがいたしております。

すべての他の協議事項については、めでたく40項目でしたか、協議事項についてはすべて確認がきょう終わっております。次回、新市建設計画について最終的なとりあえずの確認ができれば、先ほど申し上げましたように各地の説明会を行っていくという段取りで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第5回会議開催日時及び協議事項について

井原勝介会長 それでは、議題については以上で終わりました、スケジュール等、事務局からありますか。

武安事務局次長 それでは、次回の御案内について御報告をしたいと思っております。

会議資料の最後の26ページの方に次回の予定を掲載しております。ごらんいただきたいと思います。第5回協議会については1月12日水曜日でございます。13時30分から美和町のハーモニーみわにおいて開催をいたします。

その下に協議事項としまして、これは作成時点できょう新たに提案されるということで、予定として国民健康保険事業ですか、これを載せております。これについては先ほど御確認いただきましたので、次回については今ありましたように建設計画についてのみ継続協議となります。どうかよろしく願いをいたします。

井原勝介会長 以上でございますが、この際、何かございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、第4回の協議会は以上で終了させていただきたいと思っております。御協力ありがとうございました。

[午後3時44分閉会]

岩国地域8市町村合併協議会会議運営規程第8条第1項の規定により署名する。

署 名 委 員 吉 田 輝 雄

署 名 委 員 藤 弘 繁 生